

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人吉川福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受けとる財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 評議員には 定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常務理事で、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は非常勤役員に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の非常勤役員の一人当たりの報酬総額は、年間10万円以内とする。ただし、理事長の業務報酬を除く。

- 2 この法人の理事長の業務報酬月額は、別表1「理事長の業務報酬」に定めるとおりとする。ただし財政再建中と認められる時は、支給停止するこ

とができる。

- 3 非常勤役員に対する報酬は、理事会等への出席など法人・施設運営のための業務に支給する。報酬額は別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員の報酬は、評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に支給する。定款第9条に定める総額の範囲において、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求の合った日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日（定時評議員会の議決日）から施行する。

附則

この規程は令和3年7月24日から施行する。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和5年12月1日から遡及適用して施行する。

別表 1 (理事長の業務報酬)

役 職 名	月 額
理事長	350,000円

別表 2 (非常勤役員の報酬)

(1)理 事

項 目	日 額
理事会等への出席	15,000円

(2)監 事

項 目	日 額
理事会等・監事監査への出席	15,000円
決算会計監査のための出席	30,000円

別表 3 (評議員の報酬)

項 目	日 額
評議員会等への出席	15,000円